

自動車賃貸借単価契約書 (案)

- | | |
|----------|---|
| 1 件名 | 自動車賃貸借単価契約 |
| 2 車種及び台数 | 小型自動車 (5 ナンバー) |
| 3 賃貸借期間 | 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで (12 か月) |
| 4 賃貸借料日額 | 金〇〇, 〇〇〇円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金〇, 〇〇〇円) |
| 5 予定数 | 388台 |
| 6 契約保証金 | 金〇〇〇,〇〇〇円 / 免除 |

上記のことについて賃借人「公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構」を甲とし、賃貸人「〇〇〇〇」を乙として次の条項に定めるところにより、契約を締結するものとする。

(総則)

- 第1条 甲及び乙は、この契約書に基づき、別添「自動車賃貸借単価契約仕様書」に従い、信義を重んじ誠実にこの契約を履行しなければならない。
- 2 乙は、乙の所有する車両又は乙の手配により借り上げ車両 (以下「借上車両」という。) を甲に貸与し、甲は、その賃借料を支払うものとする。
- 3 乙 (代理人、使用人等を含む。) は、この契約書記載の業務に関して知り得た秘密その他この契約の履行に関して知り得た秘密を他人に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。この契約の契約期間終了後及びこの契約の解除後も同様とする。
- 4 この契約書における期間の定めについては、民法 (明治29年法律第89号) 及び商法 (明治32年法律第48号) の定めるところによるものとする。
- 5 乙が、法人又は組合の代表者名義をもって契約している場合において、その代表者に変更があったときは、速やかにその名義変更に係る登記簿謄本その他のこれを証する書面に添えて、その旨を甲に届け出なければならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

- 第2条 甲は、借上車両を公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構職員以外の者に使用させてはならない。
- 2 乙は、この契約から生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は担保に供することができない。ただし、あらかじめ甲の承認を得た場合は、この限りでない。

(燃料、保険料等)

第3条 借上車両に係る燃料費、保険料等の負担は、次のとおりとする。

- (1) 貸借期間中の燃料費、保険料は、甲が負担する。
- (2) 公課費用、消耗品等は乙が負担する。

(車両の受け取り、返還等)

第4条 車両の受け取り、返還等の手続きは、次のとおりとする。

- (1) 車両受け取り場所は、甲が指定する場所とする。
- (2) 甲は、貸借車両を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- (3) 返還場所は、原則として車両受け渡し場所とする。
- (4) 車両の交換

ア 甲は、借用期間中の車両の交換の必要性が生じたときは、乙に車両の交換を請求することができる。

イ 乙は、前記の場合は、貸借車両と同車種の車両と交換するものとする。この場合は、交換前の車両と引き続き貸借がなされたものとする。

2 乙は、適切に整備された車両を貸し出すものとし、甲は、当該車両を検査の上受け取るものとする。

(自動車保険)

第5条 乙が甲に貸し出す車両は、自動車損害賠償責任保険のほか、次の保険補償を最低限具備した車両とする。

- (1) 対人補償 無制限 (自賠責保険 3,000万円を含む)
- (2) 対物補償 無制限 (免責額0円)
- (3) 車両補償 時価額 (免責額0円)
- (4) 人身傷害保険 1名につき3,000万円

(交通事故の解決)

第6条 甲の使用中に交通事故が発生した場合は、甲、乙協力して、当該事故の解決にあたるものとする。

(賃借料の支払い)

第7条 乙は、1か月分の賃借料を取りまとめて甲に請求するものとする。契約単価に数量を乗じた金額に法定の消費税及び地方消費税を加算して、甲に請求書を提出することとする。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、乙の適法な支払請求書を受理した日から30日(以下「支払約定期間」という。)以内に賃借料を支払わなければならない。

(支払遅延利息)

第8条 乙は、甲がその責めに帰すべき理由により、賃借料を支払約定期間内に支払わない場合は、甲に対して支払時期到来の日の翌日から支払いをする日までの日数に応じ支払遅延金額に対し年2.5パーセントの割合で計算した額を支払遅延利息として請求することができる。ただし、天災その他やむを得ない理由により支払の時期までに支払いをしない場合は、当該理由の継続期間は支払約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しない。

2 前項の規定により計算した額が100円未満である場合は、遅延利息を支払うことを要しない。また、その額に100円未満の端数がある場合は、その額を切り捨てる。

(契約不適合責任)

第9条 甲は、借上車両に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)があるときは、乙に対し、借上車両の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、乙は、甲に不相当な負担を課すものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

2 前項の契約不適合が賃借人の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、同項の規定による履行の追完を請求することができない。

3 第1項の場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて賃貸借料の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告することなく、直ちに賃貸借料の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に示したとき。

(3) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達成することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、甲がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

4 第1項の契約不適合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前項の規定による賃貸借料の減額を請求することができない。

(契約不適合責任期間)

第10条 甲は、借上車両に関し、契約不適合を知った日から1年以内にその旨を受注者に通知しなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除をすることができない。ただし、乙が納入の時に契約不適合を知り又は重大な過失によって知らなかったときはこの限りでない。

(契約の解除)

第11条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合、将来に向けて契約を解除することができる。

- (1) 乙がこの契約に定める義務を履行しないとき、又は履行の見込みがないと甲が認めたとき。
- (2) 乙が破産の申立てをしたとき。
- (3) 乙が契約の解除を申し出たとき。
- (4) 乙又はその代理人若しくは使用人等に不正の行為があったとき。
- (5) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時物品の購入契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この項において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他契約の相手方としていた場合(カに該当する場合を除く。)に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

(契約が解除された場合等の違約金)

第12条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、乙は違約金として契約金額又は契約解除部分相当額の10分の1を甲に納付しなければならない。又、契約解除により甲に損害を及ぼしたときは、甲が算定する損害額を乙は甲に納付しなければならない。た

だし、天災地変、不可抗力等乙の責めに帰すことのできない事由による解除の場合は、このかぎりでない。

- (1) 前条の規定によりこの契約の全部又は一部が解除された場合
- (2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

（談合による損害賠償）

第13条 甲は、この契約に関し乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、支払済金額の10分の2に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、第1号又は第2号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）。以下「独占禁止法」という。）第2条第9号の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売に当たる場合その他甲が特に認める場合は、この限りでない。

- (1) 公正取引委員会が、乙の違反行為があったとして、独占禁止法第49条の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
 - (2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - (3) 乙（乙が法人の場合であっては、その役員または使用人）に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。
- 2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償額の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して賠償することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

（個人情報保護）

第14条 乙は、この契約による業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び別記個人情報取扱特記事項を守らなければならない。

(疑義についての協議)

第15条 この契約に定めのない事項及び契約の各条項又は仕様書の解釈について疑義が生じた場合は、必要に応じ甲、乙協議してこれを定めるものとする。

(紛争の解決方法)

第16条 前条の規定による疑義が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を所管する裁判所を管轄裁判所とする。

特約条項

甲は、賃貸借期間にかかわらず、契約を締結した日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る甲の歳出予算の減額又は削除があった場合、この契約を変更又は解除することができる。この場合において、乙は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

上記の契約の証として、本2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保存する。

令和 年 月 日

甲 住 所 福島県福島市中町1番19号
氏 名 公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構
代表者 理事長 齋藤 保

乙 住 所
氏 名
代表者